

岡山県老人保健施設
会員施設各位

平素より大変お世話になっております。

令和2年6月1日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」が通知され、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、通所系サービス事業所が提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定することが可能となっております。

会員施設様より、この件につきまして他施設様の算定状況等について問い合わせを多くいただいております。そこでこの件についてアンケートを実施させていただき、その結果を老健協会員施設内で情報共有し、今後算定するかどうかの判断材料の参考にしていただきたいと考えております。

また、全国老人保健施設連盟の委員長を務められております、いるかの家リハビリテーションセンターの福嶋先生からも、岡山県老健協として意見をまとめたものを関係各所に提言したいとのご要望もお受けしております。

お忙しい中、大変申し訳ございませんが、ご協力のほど宜しくお願い致します。
結果につきましては、後日通知させていただきます。

岡山県老人保健施設協会
会長 秋山 正史

今回のアンケートは、下記のアドレスから直接web上でお答えいただく形式としております。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchH1kBU5egr4ctMbcZgpCiS04fbGbUCEvmXptteZ8SvjXN0A/viewform?usp=sf_link

回答期限は、7月16日(木)12:00まで とさせていただきます。

ご協力、宜しくお願い致します。